別紙１

「働き方改革実施企業」に係る基準

１.　「働き方改革実施企業」とは

　　働き方改革を推進するための「しくみ」を作り、「行動」をしている企業です。

２.　審査項目

　次の図のとおり、取り組んでいる働き方改革の内容について、

　①　「方針・目標の明確化」を行い、

　②　社内において中心となって推進する組織や責任者などの「推進体制」を定め、

　③　方針・目標を達成するために導入している「制度等」が存在し、

　④　方針・目標の達成やそのために導入した制度等の利用を促進するために、  
　　　「制度利用促進」、「周知啓発」、「業務改善」又は「実態把握・管理」のいずれかに分類される  
　　　「行動」を、反復継続している。

　の４つの条件に該当する場合、融資対象である「働き方改革実施企業」に該当するものとみなします。

　　図.「働き方改革実施企業」の要件

「方針・目標」を達成するために、その内容に即した一貫した「しくみ」・「行動」

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大項目 | しくみ | | | 行動 | | | |
| 小項目 | 方針・目標の明確化 | 推進体制 | 制度等 | 制度利用 促進 | 周知啓発 | 業務改善 | 実態把握・ 管理 |
| ■方針の明確化  ■目標の明確化 | ■社内推進体制  　の明確化 | ■方針・目標達成に資する制度等の導入 | ■制度を活かすためのルール等の導入 | ■周知・啓発  ■教育・研修 | ■業務プロセス・  業務内容の見直し等 | ■管理・実績把握  ■従業員の意識・  　意向把握　等 |
| 該当要否 | 必須 | 必須 | 必須 | いずれかに分類される行動が最低１つ必要 | | | |

３.　ポイント

・　方針や目標は、従業員もその内容を共有していると判断できる程度の方法で設定・周知されている必要があります。

・　推進体制は、社内において方針・目標を達成するために必要な権限、役割などが付与されている必要があります。

・　方針・目標、制度等及び行動は、取り組んでいる働き方改革の内容を達成するために関連性が認められるもので  
ある必要があります。

例：　残業時間の削減

　　　　　　　　　　・方針・目標：　年間残業時間の前年比○○％削減

　　　　　　　　　　　（設定方法：　役員会にて決定、社内に掲示　→　社内文書で定めている）

　　　　　　　　　　・制度：　毎週水曜日、給与等支給日をノー残業デーに設定（メールで社内通知）

　　　　　　　　　　・取組：

　 ① ノー残業デーに役員が終業時間に見回り

　　（制度利用促進：ルールの設定、周知啓発：全従業員に制度を情報発信）

　　　　　　　　　　　　 ②　経営会議で各部門の責任者が実績と前年比増減を説明、対策を協議

　　（実態把握・管理：経営者層や管理職が把握）

４.　添付書類

　　　働き方改革に係る方針・目標を達成するために導入している社内制度の内容がわかる資料の写し

　　　（規定、社内通知（文書・メールなど）、従業員向けの社内報等）

５.　その他

申請様式で類型を選択するのみの項目については、審査過程で取組の具体的内容についてお尋ねすることがあり  
ます。

【実施基準に関する問い合わせ先】

広島県　商工労働局　人的資本経営促進課　人的資本グループ

ＴＥＬ：　０８２－５１３－３３４０　ＦＡＸ：　０８２－２２２－５５２１

e-mail： syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp